

**平成28年1月1日より申請手続きの際、マイナンバーが必要になります。
マイナンバーが分かるようにして、お手続きにお越してください。**

●初めて自立支援医療（精神通院医療）を申請する方

自立支援医療は、申請される方の世帯収入や町民税の課税状況により、自己負担上限額（0円、2,500円、5,000円、10,000円）を定めます。

外来通院時の窓口負担が1割となり、月額精神通院医療費が前述の自己負担上限額までとなる制度です。

更新手続きは、毎年必要です。診断書の提出は2年に1回となります。なお、1年目の更新時でも有効期間を過ぎると診断書が必要となります。

《手続きに必要なもの》

①申請書 役場にあります。

②自立支援医療（精神通院医療）用の診断書

診断書の様式は、役場にあります。医療機関を受診し、診断書を書いてもらいます。申請手続きは診断書が出来上がってからになります。

③精神通院する方の保険証

精神通院している方と同じ健康保険（保険者が同じ）に加入されている方が、分かるようにしておいてください。

④課税または非課税証明書（役場の税務住民課で取得できます。）

⑤課税または非課税証明書の証明手数料

（精神通院する方＋前述の③の保険証を使用している世帯の方）×300円

⑥障害年金を受給している方は直近の年金振込通知書

⑦家族等が申請する場合は、印鑑

⑧精神通院する方のマイナンバー（通知カード、個人番号カード、住民票など）